

## 令和8年度沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業 に係る業務委託仕様書

「令和8年度沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業」の実施を希望する者が企画提案書を作成する際には、本仕様書に基づくものとする。

### 1 委託業務名

令和8年度沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業

### 2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 事業の目的

本県の人口は、本土復帰以降、増加基調で推移し、合計特殊出生率も全国1位を維持してきたものの、少子化傾向が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、本県の人口は、令和2年の146万7,480人から2050年には139万1,013人まで減少する見込みとなっている。

さらに、令和2年の生涯未婚率は男性が29.12%（全国7位）、女性が19.33%（全国7位）となっており、平均初婚年齢についても令和5年で男性が30.2歳、女性が29.5歳まで上昇しており、全国同様に本県においても未婚化・晩婚化が進行している。

また、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査で、結婚できない理由として25歳以上で最も多いのが「適当な相手にまだめぐり合わないから」となっていること等を踏まえ、本事業では、県、市町村、企業・団体等が連携し、未婚者の交流や出会いの機会を提供することで、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

### 4 業務の内容

事業内容については、次のとおり予定しているが、最終的には、企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、県と協議の上、決定するものとする。

- (1) 地域における結婚支援の中心的役割を果たす結婚支援センター（以下「センター」という。）を運営し、結婚を希望する者の希望の実現を支援するため、以下（2）～（6）の取組を行う。
- (2) 「沖縄えんまーるサイト」の運用、保守管理、情報発信及び「おきなわ結マッチ」の運用、保守管理
  - ア 主に出会いや婚活に関する情報発信を行う「沖縄えんまーるサイト」（以下「えんまーるサイト」という。）上に、会員制で、会員自らマッチングを希望する者を検索することが可能なマッチングシステム「おきなわ結マッチ」（以下「システム」という。）を構築されていることから、既存サイトを活用し、システムと連携した効率的な情報発信を行うとともに、えんまーるサイト及びシステムの運用、保守管理を行う。（システムの保守管理については、別紙参照）
  - イ 利用規約等に基づき、システム登録を希望する者の会員登録を行い、登録に必要な申込書類等を適正に管理すること。
  - ウ システムの会員募集にあたっては、すでに登録されている「おきなわ出会い応援企業」「おきなわ出会いサポート企業」（以下「応援企業等」という。）を活用するなど、効果的な周

知広報を実施し、会員登録数増加に努めること。

エ えんまーるサイト及びシステムの運用及び保守管理については、特に、なりすましや情報の改ざんなどの外部からの攻撃や情報漏えいにも対応するための最新のセキュリティ対策を講じること。さらに、えんまーるサイトのアクセスを解析し、システムと併せて認知度を高める工夫（SEO対策）を行うこと。

オ ドメイン、サーバー等のインフラ部分については、受託事業者から沖縄県に対して提供すること。また、本事業終了後、受託事業者が変更となった場合は、沖縄県、本受託事業者及び新たな受託事業者との3者による協議の上、インフラ環境を適切に引き継ぐこと。

カ 上記、ア～キを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(3) 「応援企業等」と連携した出会いの場の提供（3回以上）

→（おきなわ結マッチ会員向け2回、会員以外の希望者向け1回を最低限とする）

ア 県主催のほか、応援企業等が主体となった出会いの場（婚活イベント）の提供に取り組むため、「応援企業等」への働きかけや企業間のコーディネートを行うこと。

イ 婚活イベントは、対面型（集合型）・オンライン型のいずれによる開催も可とするが、KPIが達成できる計画とすること。

ウ 希望者には個別の支援（メールによる助言等）も提供すること。

エ 婚活イベントについては、開催形式も含め、参加者のニーズを踏まえつつ効率的なものとなるよう企画すること。また、参加者を後押しするため、えんまーるサイト上で公開されているセミナー動画を活用すること。

オ 対面型（集合型）の場合における飲食や施設利用料などについては、参加者から徴収するものとし、オンラインの場合、参加費は原則徴収しないものとする。

カ 婚活イベントの周知広報はGoogleなどWEB広告を基本とするが、掲載期間や内容については、イベント毎に検討すること。また、「あかい糸めーる（※）」も活用すること。

（※）福岡県が管理運営し、主に婚活イベントを配信しているメルマガ。

本県でも、これまで当メルマガを活用し、婚活イベントを配信している。

当事業で実施する婚活イベントは「あかい糸めーる」でも配信することを前提としている。

キ 応援企業等が主体となった婚活イベントの実施にあたって、周知用のチラシ作成やイベント当日の受付・司会進行・カップリング等の運営支援を行うこと。ただし、チラシ印刷費や会場費等の事業実施に係る直接的な経費は当事業の対象外とする。

ク 上記、ア～キを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

(4) 応援企業等の登録促進に向けた取組

ア えんまーるサイトを活用し、応援企業等の掘り起こし及び本委託事業の取り組みを随時、情報発信すること。なお、応援企業等の登録証作成は不要とする。

(5) 若い世代を対象としたライフデザインセミナーの開催（3回以上）

ア 若い世代を対象に、「少子化の現状を学ぶとともに、個人の将来設計を考えるきっかけとなるようなライフデザインセミナー」を実施すること。

イ 対面型（集合型）での実施を基本とするが、感染症の流行の状況によっては、県と実施方法について協議し、変更できるものとする。

ウ 具体的なセミナー内容については、下記いずれか又は両方の内容を取り入れること。

- ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフイベントに関するもの
- ・性や妊娠の正しい知識や健康管理を促すプレコンセプションケアに関するもの

エ 個々人が具体的なライフデザインを考えるきっかけとなるよう、グループワークを取り入れた内容とし、実施後は、受講生のアンケートをとりまとめた上でえんまーるサイトで紹介

すること。

オ 上記、ア～エを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

#### (6) 事業効果の測定

事前に設定している本事業の重要業績評価指標（KPI）について、事業の目的を踏まえ、主に以下に記す成果目標を達成できるよう努めるとともに事業効果を測定すること。

##### 【アウトプット】

①システム会員数<上記4（2）に該当>	: 100人
②えんまーるサイトのアクセス数<上記4（2）に該当>	: 50,000PV
③セミナー動画配信数<上記4（2）、（3）に該当>	: 110人
④婚活イベント参加者<上記4（3）に該当>	: 60人以上
⑤「応援企業等」の新規登録数<上記4（4）に該当>	: 15社
⑥ライフデザインセミナーの開催数<上記4（5）に該当>	: 3回以上
⑦ライフデザインセミナー参加予定人数<上記4（5）に該当>	: 80人以上

##### 【アウトカム】

①システム登録後の活動満足度<上記4（2）に該当>	: 70%
②システム登録を友人に勧めたいと思った登録者の割合<上記4（2）に該当>	: 70%
③婚活イベント参加者の満足度<上記4（3）に該当>	: 70%
④婚活に対する活動に前向きになった者の割合<上記4（3）に該当>	: 70%
⑤ライフデザインセミナー参加の満足度<上記4（5）に該当>	: 70%
⑥ライフデザインの大切さを考えさせられた参加者の割合<上記4（5）に該当>	: 70%

#### (7) その他

本事業の目的に関連した独自の提案があれば、提案すること。

## 5 成果品等

「4 業務の内容」の結果を取りまとめて効果検証を行い、本事業の成果品として実施報告書5部及び電子データを沖縄県こども未来部こども若者政策課へ提出すること。また、編集可能な電子媒体も併せて提出すること。

## 6 知的財産権の帰属等

成果品等の知的財産権は、沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

## 7 事業実施に係る留意事項

### (1) 経費

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費

- ④ 使用料及び賃借料
- ⑤ 消耗品費
- ⑥ 印刷製本費
- ⑦ 通信運搬費
- ⑧ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）×10%以内）
- ⑨ 消費税
- ⑩ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

ウ 事業の実施に当たり取得する財産の取得単価又は効用の増加価値は50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めない。

## (2) その他

ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。また、個人の意思決定に特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりするなど、性別役割分担意識等の押し付けとならないよう、男女共同参画の趣旨に留意すること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び個人情報取扱特記事項を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

## 8 再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、または請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の提案公募者であった者に契約の履行を委任し、または請負させることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請負させることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、または請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負せるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

## 9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

#### **10 本事業における労務管理**

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

#### **11 雑則**

この企画提案仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。